

日程第4 橋本市選挙管理委員会委員の選挙

議長（上田順康君）日程第4 橋本市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

この選挙は、平成18年3月1日に橋本市が設置されたことに伴い、橋本市選挙管理委員会委員4人を、地方自治法第182条第1項の規定により選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本市選挙管理委員会委員に橋本市橋本1丁目6番12号、岡本勝彦君、橋本市高野口町九重32番地、大東浩成君、橋本市学文路637番地の3、吉田守君、橋本市高野口町向島218番地の4、西本照夫君、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本市選挙管理委員会委員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました岡本勝彦君、大東浩成君、吉田守君、西本照夫君、以上4人が橋本市選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第5 橋本市選挙管理委員会委員補充員の選挙

議長（上田順康君）日程第5 橋本市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、ただ今行った橋本市選挙管理委員会委員の選挙に伴い、その補充員4人を、地方自治法第182条第2項の規定により選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本市選挙管理委員会委員補充員に橋本市隅田町霜草1069番地、島野勝義君、橋本市御幸辻99番地、新谷幸子君、橋本市高野口町名

倉323番地、野上豊生君、橋本市高野口町伏原965番地、井上勇二君、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました島野勝義君、新谷幸子君、野上豊生君、井上勇二君、以上4人が橋本市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただ今当選されました補充員の順序は、1番島野勝義君、2番新谷幸子君、3番野上豊生君、4番井上勇二君といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、1番島野勝義君、2番新谷幸子君、3番野上豊生君、4番井上勇二君と決定いたしました。